

第七十四回帝國議會 衆議院 映畫法案委員會會議錄(速記) 第八回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル
法律案(政府提出)

會議

昭和十四年三月十八日(土曜日)午後一時二十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 星島 二郎君

理事福田 悌夫君 理事岩瀬 亮君

理事小泉 純也君 理事増永 元也君

鶴見 祐輔君 木村 正義君

小林 三郎君 赤松 克麿君

伊藤 五郎君 田原 春次君

三木 武夫君 紅露 昭君

出席政府委員左ノ如シ

内務政務次官 漢那 憲和君

内務參與官 中井 一夫君

内務書記官 生悦住求馬君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案

(政府提出)

○星島委員長 前會ニ引續キ著作權ニ關スル仲介業務ニ關スル法律案ノ委員會ヲ開キマス

○紅露委員 大變オ忙ガシイヤウデアリマスカラ極メテ簡單ニ本法案ニ付テ御質問申

上ゲタイト存ジマス、此ノ法案ニ付テ私共ハ危惧ト申シマスカ、不安ヲ感ジマス一ツハ運用ノ點デアリマス、著作權委員會ト云フモノヲ設ケラレテ居ルノデアリマスガ、ソレニ御諮問ニナル事項ハ主トシテ手数料、使用料ノ點ダケデアリマス、仲介人ノ免許許可ノ取消、事業ノ停止トカ云フヤウナコトニ付テハ御諮問ニナラヌモノダト思ヒマスガ、是ハ他ノ統制法ニハ皆アルノデアリマス、百貨店委員會、或ハ交通事業統制委員會、ソレカラ小運送委員會、遞信省ノ航路統制委員會、總テノ統制委員會ハサウ云フヤウナ營業ノ免許ノ取消、一部停止、全部ノ停止ト云フヤウナコトハ其ノ委員會ニ一應諮問スルコトニナツテ居リマスガ、此ノ法案ダケサウ云フコトニナツテ居リマセヌ、是ハ何カ特ニ御必要ガアツタノデスカ

○生悦住政府委員 只今著作權審査會ノ運用ニ付テノ御質問デアリマスガ、只今ノ所本法案ニ於キマシテハ仲介機關ノ使用料規定ニ付キマシテノミ大體諮問スルコトニナツテ居リマス、御話ノヤウナ點ニ付キマシテ諮問致シマスカドウカ、只今ノ所デハ

考ヘテ居リマセヌ、主トシテ使用料ノ問題ガ此ノ仲介業務ニ付キマシテ最モ必要デアリマスノデ、此ノ點ニ重キヲ置キマシテ審査委員會ニ諮問致スコトニ致シマス、御話ノ點ニ付キマシテハ研究問題トシテ承ツテ置キタイト思ヒマス

○紅露委員 ソレデハ成ベクサウ云フヤウナモノヲ委員會ニ御諮リ下サルヤウニ願ヒタイト思ヒマス、更ニ此ノ法案ヲ見マスト極メテ簡單デアリマシテ、何等詳細ノ規定ガナイノデゴザイマス、例ヘバ仲介人ガ免許ヲ取消サレタ場合ニ生産者ト第三者トノ關係ハドウナルカ、今マデノ契約ニドウ云フ影響ヲ及ボスカ、政府ハ先ヅ社團法人トシテヤラセルガ、其ノ法人ノ關係ハドウナルカ、サウ云フコトニ付テハ何等規定ガナイ爲ニ、ヤハリ其ノ場合ニハ一般ノ民法、信託法、商法ト云フモノニ依ツテ解決シテ行クト云フ御趣旨デアリマセウカ、ソコロ簡單ニ御説明願ヒマス

○生悦住政府委員 只今御話ノ通りニ考ヘテ居リマス

○紅露委員 其ノ次ハ其ノ意義、仲立人ノ範圍ガハツキリシテ居ナイヤウデス、ト申シマスノハ御承知ノ如クヤハリ昨年、斯ウ云フヤウナ權者ノ保護ノ爲ニ鐵道省ト今ノ警保局長、當時ノ土木局長ガ鐵道省三十年以來ノ劃期的法律ダト言ツテ御提案ニナツタ、併シ此ノ交通事業トハ何ゾヤト云フコトニ付テ少シモ規定ガナイ、運用スルニ當ツテ今内務省、鐵道省デモ困リノヤウデス、私ガ交通事業トハ何ゾヤト御聽キシタ時ニ皆笑ハレタ、所ガ實際私ガ考ヘテ見マスト、例ヘバ交通事業ニ阪神ガ數百萬圓ヲ投ジテ甲子園ヲ經營シタ、東横電車ガ百貨店ヲ經營シタ、阪急ガ又一千數百萬圓ヲ投ジテ阪急百貨店ヲ經營シテ居ル、斯ウ云フ場合ニ交通事業統制法デ統制スル場合ニ儲カル事業ハ彼等ハキツト出サヌ、要スルニ儲カラナイモノハ出スカモ知レマセヌガ、サウ云フヤウナ收益ヲ別ニシテ阪神ト阪急トヲ合併サセ、或ハ國鐵ト合併サセタ場合ニ、甲子園ダケ殘サレテハ困ル、或ハ箱根登山鐵道ガ土地經營ヲシテ居ル、サウ云フヤウナ事業ハ交通事業ニ入ルノデスカト聽イタラ、ドウモ御答辯ガハツキリシナカ

ツタ、ソレカラ又サウ云フヤウナ地方鐵道
トカ軌道ダケヤツテ行ツテ、國鐵ハ其ノ交
通事業統制ノ中ニ入レルカ入レスノカト云
フコトヲ尋ネタラ國鐵モ交通事業ダカラ入
レルト鐵道大臣ハ言明サレタ、但シ東海道
線ノヤウナ軍事上必要ナ幹線ダケ入レルト
云フヤウナコトヲ御言明ニナツタ、ソレナ
ラバ此ノ交通事業統制法ノ中ニ入レル
ノカ、ソレトモ國有鐵道法ヲ改正スルノカ
ト尋ネタ所ガ、ドウモ之ニ付テモ御研究ニ
ナツテ居ラナカツタ、實ハ鐵道省ハ之ヲ拵
ヘル時分ニハアナタノ仰シヤルヤウナコト
ハ考ヘテ居ナカツタ、アナタノ質問ニ依ツ
テ誘導サレテ大臣ガア云フ言明ヲシタガ
アレハ不注意デアツタ、將來山ノ手線ヲ入
レル場合ハ國有鐵道法ヲ改正シヨウト云フ
率直ナ言明ガアツタ、アナタノ方ノ管轄デ
モサウ云フコトガアリマシタ、例ヘバ東京
市デ路面電車ヲ經營シテ居ル、或ハ市營「バ
ス」ヲヤツテ居ル、サウ云フ場合ニ市會ガ
市長ノ契約ト反シタ場合ニハドウスルカト
云フ規定ガ一ツモナイ、此ノ規定モ讀ンデ
見マス少シモ運用ニ付テノ規定ガナイ、
サウ云フヤウナ場合ニハ一體ドウスルノ
カ、行政法規ノ關係トカ、信託法ノ關係ト
カ、民法、商法ノ關係トカ、マダ色々御聽

キシタカツタノデアリマスガ、時間ガアリ
マセヌカラ、其ノ點ハ略シマスガ、其ノ邊
モ一ツ御研究ヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレ
カラ尙ホ是ハ仲介人ニ關スル規定ダケデア
リマシテ、著作權者ニ對スル背信行為ト云
ヒマスカ、著作權者ノ行為ニ對スルコトガ
少シモ書イテナイ、是ハ總テ著作權法ニ依
ル積リデゴザイマスカ、ソレトモ著作權者
ニ對スル背信ト申シマスカ、契約違反ト申
シマスカ、左様ナ場合ハ總テ一般法ニ依ツ
テ御ヤリニナル積リデアリマスカ、其ノ點
ヲ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス

○生悅任政府委員 只今仲介人ノ範圍ト申
シマスカ、意義ガハツキリシナイト云フ御
話デアリマス、是ハ法案ノ第一條ニ大體仲
介人ノ定義ガゴザイマシテ、是ハ許可制度
ニ致スト云フ法文ノ文面ニナツテ居リマ
ス、併シナガラ實際ノ場合ニ當リマシテ、
ソレガドウ云フモノニ許可サレテ行クカト
云フコトニナツテ來ルト、其ノ場合ニドノ
範圍ノモノニ許サレルカト云フコトニナル
ト思ヒマスガ、大體ノ運用ノ方針トシテハ、
ソレハ主トシテ團體ニ許シタイト云フ考デ
ゴザイマス、其ノ上ニ尙ホ法人ニ致スコト
ニ致シマシテ運用サレテ行ツタナラバ、此
ノ法案ノ目的トスル所ニ最モ合致スルノデ

ハナイカト、斯ウ思ツテ居リマス、デスカ
ラ色々杞憂ト申シマスカ、御心配ニナルヤ
ウナ點ハ、餘リ實際問題トシテハ起ラナ
イヤウニ承知シテ居ルノデアリマス、尙ホ
色々御話ノ點モアリマシタノデ、十分研究
ハ致シテ見ルコトニ致シマス、實際ノ運用
ニ當リマシテハ、餘リ困ルコトモナカラウ
カト實ハ思ツテ居ルノデゴザイマス、著作
權ニ關スルコトハ、是ハ著作權法ノ規定ニ
依リタイト思ツテ居リマス

○紅靈委員 最後ニ著作權ニ關スル世界ノ
會議ガアルサウデアリマスガ、日本カラ誰
カ代表ヲ御派遣ニナリマスカ、又御派遣ニ
ナルトスレバドウ云フ風ニ御ヤリニナルカ、
御決リニナツテ居リマスカ、其ノ點御差支
ナケレバ御言明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○生悅任政府委員 著作權條約ノ改正會議
ノ問題デアリマスガ、是ハ目下ノ所マダ專
門委員會ノ手ニ依リマシテ、別ニ更ニ汎米條
約ト「ベルヌ」條約トノ統一問題ト云フコト
ヲ審議立案中デアリマシテ、此ノ結果ヲ見
ナケレバ、正式ノ外交會議ニ移ルノガ何時
ニナルカト云フコトハハツキリ致シマセヌ
ガ、大體ノ所本年ノ末頃ニ開カレル豫定ラ
シイト云フコトヲ承ツテ居ル程度デゴザイ
マス、何レ正式ノ招請狀ガ參リマシタナラ

バ、適當ナ人ヲ派遣セラレルコトニナルダ
ラウト考ヘテ居リマス

○紅靈委員 ソレカラモウ一ツ御伺シタイ
ノハ、何レ運用ニナリマシテ問題ニナルノ
ハ、辯護士法ト信託法トデアリマスガ、辯
護士法トノ關係ニ付テハ、此ノ間ノ懇談會
デモドナタカラ何ツテ居ラレタヤウデア
リマスガ、私ハモウ少シ法律的ニ聽イテ見
ヨウト思ヒマシタガ、司法省ノ政府委員ガ
見エテ居リマセヌカラ、此ノ點ハ篤ト司法
省ト御協議ヲ下サル必要ガアルト思ヒマス、
ソレカラ信託法デ一寸伺ツテ置キタイノハ
所謂準仲介人ト申シマスカ、是ハ私ガ付ケ
タ名前デアリマスガ、第一條ノ二項ニ仲介
人ト見做スト云フコトガ規定サレテ居ルガ、
信託法ノ第一條ニ依リマス「管理又ハ處分」
ト云フコトヲ入レテ居ルノデアリマス、所
ガ今度ノ準仲介人ニ付テハ特ニ處分ノ點ダ
ケ抜イテ信託法ト異ニシテ居ルノデスガ、
是ハ著作權ノ權利ノ性質上御拔キニナツタ
ガ宜イト思フノデアリマスガ、一體著作權
者ト云フモノハ概シテサウ云フ財政方面ノ
コトニハ暗イ人多イカラ、寧ロヤハリ是
ハ信託法ノ第一條ト同ジヤウニ、管理又ハ
處分ト云フコトモ入レテ置イタ方宜イト
思ヒマス、此ノ前御出シニナツタ交通事業

調整法ニハ管理ト書イテアリマス、管理ハヤハリ或ル程度ノ處分ヲ含ムモノデアルト云フ御解釋ニナツテ居ツタヤウデアリマス、此ノ法律ニ於テ管理ダケト御書キニナツタノハドウ云フ譯デスカ

○生悅任政府委員 辯護士法トノ關係ニ付テノ御心配デアリマスガ、其ノ點ハ本法案ニ依ツテ別ニ御心配ニナルコトハナイト思ツテ居リマス、ソレカラ第二ノ點デゴザイマスガ、信託業法ニ對スル特例ヲ開イタヤウナモノデゴザイマスガ、其ノ根本法デアル所ノ信託法ニ用ヒテ居リマス用語ニ管理及ビ處分トアルガ、本法ニハ處分ヲ抜イテ居ルノハドウ云フ理由カト云フ御尋デアリマス、此ノ點ハ、仲介業務ト申シマスノハ、著作權者ノ爲ニ著作物ノ利用ヲ信託ヲ受ケテ圖ルト云フノガ業務ノ内容ニナツテ居リマスノデ、其ノ處分ノ點マデ及ブコトハ、一寸性質上カラシテ必要ナカラウト云フ意味デ、處分ト云フ所ハ抜イテアル次第デゴザイマス、此ノ業務ノ性質上サウ云フコトニナル譯デゴザイマス、左様ニ思ツテ居ル次第デゴザイマス

○紅露委員 私ノ質問ハ大體是デ済ミマシタガ、唯一點適用ノ區域ト申シマスカ、外地ニモ御適用ニナル御仕組ニナツテ居リマ

スカ、例ヘバ朝鮮、臺灣、關東州トカ、ア云フ方面ハドウ云フ風ニナツテ居リマスカ

○生悅任政府委員 今ノ點デゴザイマスガ、此ノ點ハ拓務省ト協議致シマシテ、適當ニ善處致シタイト考ヘテ居ル次第デゴザイマス

○紅露委員 尙ホ色々御伺シタイコトモアリマスガ、時間ガアリマセヌノデ、私ノ質問ハ是デ打切ルコトニ致シマス、唯新シイ劃期的ナ法律デゴザイマスカラ、各省トモ御協議ノ上、萬全ヲ期シテ戴キタイト云フコトヲ希望申上ゲテ置キマス

○星島委員長 是ニテ質疑ヲ終了致シタイト思ヒマスガ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○星島委員長 御異議ナイモノト認メマシテ、左様決シマス、ソレデハ次ニ討論ニ移リマス——小泉君

○小泉委員 私ハ各派ヲ代表致シマシテ、本法案ニ贊成ノ意見ヲ表明致シマス、當局ニ於カレマシテ、本法提案ノ經緯理由ヲ詳細ニ御説明ガアリマシタカラシテ、各委員トモ諒承致シマシテ、何等異議ハナイノデアリマス、唯一點希望致シテ置キタイコトハ、著作權審査會ノ機構ヲ將來擴大強化致

サレマシテ、著作權ノ擁護ト著作物利用ノ圓滑ヲ圖リ、本法運用ニ付テ、萬遺憾ナキヲ期セラレンコトヲバ要望致シテ、贊成ノ意ヲ表明スル次第デアリマス

○星島委員長 他ニ討論ノ通告モアリマセヌ、只今ノ小泉君ノ御發議ノ如ク決シマシテ宜シウゴザイマスカ、他ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○星島委員長 全員一致可決確定致シマシタ、ソレデハ本日ハ之ヲ以テ散會致シマス

午後一時四十分散會

昭和十四年三月十九日印刷

昭和十四年三月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局